

# 妊婦健康診査について

平成 2 6 年 1 月 2 4 日

# 子ども・子育て関連法における妊婦健診の位置付け

## 趣旨

- 妊婦健診は、安全・安心な出産のために重要であることから、子ども・子育て関連法案では、「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けるとともに、市町村計画に見込み量等の記載を義務付けることなどにより、妊婦健診の確実な実施を図ることにしている。

## 1. 子ども・子育て支援法

- ① 市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」として、母子保健法に基づく妊婦健診を位置付ける。【第59条第13号】
- ② 市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」(\*)に、地域子ども・子育て支援事業の見込み量、提供体制の確保の内容及びその実施時期の記載を義務付ける。【第61条第2項第2号】  
(\*) 「市町村は、基本指針に則して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。」(第61条第1項)

## 2. 母子保健法の改正(関係法律の整備法)

- **厚生労働大臣が、妊婦健診の実施について「望ましい基準」を策定するものとする。**【第13条第2項を新設】

\* 現在は、課長通知で、公費負担回数や実施時期の考え方、妊婦健診の内容等について示している。

# 妊婦健診の望ましい基準(案)について

- 「望ましい基準」は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するよう、各市町村が、その判断に基づいて妊婦健診を実施する場合の参考としていただくもの。
- 引き続き、適切な妊婦健診及びその公費負担の実施を図る観点から、現在、母子保健課長通知(※)において示している健診回数・実施時期、検査項目と同程度の内容としてはどうか。

※「妊婦健康診査の実施について」(平成21年2月27日付け雇児母発第0227001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)

## I. 健診回数・実施時期

- ①初期～妊娠23週 : 4週間に1回、②妊娠24～35週 : 2週間に1回、③妊娠36週～分娩 : 1週間に1回

## II. 検査項目

- 各回実施する基本的な妊婦健康診査の項目
  - ①健康状態の把握(妊娠月週数に応じた問診、診査等)
  - ②検査計測
  - ③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査
- 上記以外の各種医学的検査

① 血液検査	妊娠初期に1回(血液型(ABO血液型・Rh血液型、不規則抗体)、血算、血糖、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体)
	妊娠24週から35週までの間に1回(血算、血糖)
	妊娠36週以降に1回(血算)
	妊娠30週頃までに(HTLV-1抗体検査)
② 子宮頸がん検診(細胞診)	妊娠初期に1回
③ 超音波検査	妊娠23週までの間に2回、妊娠24週から35週までの間に1回、妊娠36週以降に1回実施
④ B群溶血性レンサ球菌(GBS)	妊娠24週から35週までの間に1回
⑤ 性器クラミジア	妊娠30週頃までに1回

※大臣告示における具体的な規定ぶり(検査の名称等)については、引き続き、厚生労働省において検討。

# (参考) 国が示している妊婦健診の実施基準

- 母子保健課長通知(※)において、公費負担にあたって望ましい健診回数・実施時期、各回実施する基本的な妊婦健康診査の項目及びそれ以外の各種の医学的検査の標準的な検査項目を例示している。

## I. 妊婦が受診することが望ましい健診回数

- ◆ 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回
- ◆ 妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回
- ◆ 妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回

左記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14回程度。

## II. 検査項目

- 各回実施する基本的な妊婦健康診査の項目
  - ①健康状態の把握(妊娠月週数に応じた問診、診査等)
  - ②検査計測
  - ③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査
- 上記以外の各種医学的検査

① 血液検査	妊娠初期に1回(血液型(ABO血液型・Rh血液型、不規則抗体)、血算、血糖、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体)
	妊娠24週から35週までの間に1回(血算、血糖)
	妊娠36週以降に1回(血算)
	妊娠30週頃までに(HTLV-1抗体検査)
② 子宮頸がん検診(細胞診)	妊娠初期に1回
③ 超音波検査	妊娠23週までの間に2回 妊娠24週から35週までの間に1回 妊娠36週以降に1回実施
④ B群溶血性レンサ球菌(GBS)	妊娠24週から35週までの間に1回
⑤ 性器クラミジア	妊娠30週頃までに1回

※「妊婦健康診査の実施について」(平成21年2月27日付け雇児母発第0227001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)。

本通知で示している基準相当分は、地方交付税措置が講じられている。

# (参考) 妊婦健康診査の公費負担の状況

平成24年4月1日現在

(注) 公費負担額が明示されていない市区町村は除く

回数	市町村数	割合
無制限	16	0.9%
20回	0	0.0%
19回	1	0.1%
18回	0	0.0%
17回	0	0.0%
16回	5	0.3%
15回	51	2.9%
14回	1,669	95.8%
<b>全国</b>	<b>1,742</b>	<b>100.0%</b>

全国平均 14.04回  
(無制限を除く)

都道府県	公費負担額 (平均)	都道府県	公費負担額 (平均)						
北海道	92,621	埼玉県	99,730	岐阜県	112,641	鳥取県	93,940	佐賀県	98,370
青森県	103,920(注)	千葉県	93,923	静岡県	91,200	島根県	104,701	長崎県	100,000
岩手県	89,428	東京都	80,498	愛知県	106,705	岡山県	97,290	熊本県	96,600
宮城県	108,302	神奈川県	62,607	三重県	104,260	広島県	90,670	大分県	96,600(注)
秋田県	98,920	新潟県	104,537	滋賀県	96,055	山口県	116,315	宮崎県	101,612
山形県	82,790	富山県	96,250	京都府	90,330	徳島県	113,770	鹿児島県	102,050
福島県	107,132	石川県	94,894	大阪府	67,793	香川県	100,400	沖縄県	99,100
茨城県	98,201	福井県	97,590	兵庫県	81,466	愛媛県	79,150	<b>全国</b>	<b>96,699(注)</b>
栃木県	95,000	山梨県	87,276	奈良県	95,782	高知県	107,390		
群馬県	92,920	長野県	115,620	和歌山県	97,150	福岡県	101,300		

## 受診券方式で公費を負担している1,407市町村のうち、国で例示する標準的な検査項目の公費負担の状況

	平成21年4月1日時点		平成24年4月1日時点	
	市町村数	割合	市町村数	割合
① 全ての項目を実施	596	42.0%	899	63.9%
② 血液検査を全て実施	725	51.1%	1,050	74.6%
③ 超音波検査(4回)を実施	923	65.0%	1,138	80.9%
④ 子宮頸がん検診を実施	976	68.8%	1,210	86.0%
⑤ B群溶血性レンサ球菌検査を実施	978	68.9%	1,324	94.1%
⑥ HTLV-1抗体検査を実施	—	—	1,407	100.0%
⑦ 性器クラミジア検査を実施	—	—	1,396	99.2%
⑧ 国が例示する検査項目以外の検査項目を実施	526	37.1%	474	33.7%